

(趣旨)

**第1条** この条例は、砂防法（明治30年法律第29号。以下「法」という。）第4条第1項及び第5条並びに砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）第3条の規定に基づき、砂防指定地及び砂防設備の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 砂防指定地 法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。
- (2) 砂防設備 法第1条に規定する砂防設備をいう。

(禁止行為)

**第3条** 何人も、みだりに砂防設備を損傷する行為をしてはならない。

(制限行為)

**第4条** 砂防指定地内において、次に掲げる行為（次条の占用許可により認められた行為を除く。）をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- (2) 工作物の新設、改造、増設、移転又は除去
- (3) 土石（砂れきを含む。以下同じ。）の採取又は鉱物の採掘
- (4) 土石又は竹木の滑下、地引又は流送による搬出
- (5) 土石、竹木その他の物の堆積、投棄又は留置
- (6) 竹木の伐採、樹根の採掘又は草根の採取
- (7) 家畜類の放牧又は継線的けい留
- (8) 火入れ

2 前項の許可を受けた者が、当該許可の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。ただし、第3号の場合においては、あらかじめ知事と協議するものとする。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 治水上砂防のため支障がない軽微なものとして規則で定める行為

(3) 国、地方公共団体又は規則で定める公団若しくは公社が行う行為

(砂防設備等の占用)

**第5条** 砂防設備又はその用に供されている土地を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者が、当該許可の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

3 前条第3項(第2号を除く。)の規定は、前2項の場合に準用する。

(許可の基準等)

**第6条** 知事は、第4条第1項又は第2項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が治水上砂防のため支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。

2 知事は、治水上砂防のため必要があると認めるときは、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の許可(以下「許可」という。)に、条件を付することができる。

3 知事は、許可をするときは期間を定めて行うものとし、当該期間が満了した場合においては、許可を受けた者の申請によりこれを更新することができる。

(新たに砂防指定地となった場合の特例)

**第7条** 新たに砂防指定地となった土地において、当該指定の際現に権原に基づき第4条第1項各号のいずれかに該当する行為をしている者は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、新たに砂防指定地に指定された日から起算して1年間(前項の届出において、1年間より短い期間の届出があったときは、その期間)に限り、当該行為について第4条第1項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該期間を超えて行為をしようとする者は、新たに許可を受けなければならない。

(行為の着手等の届出)

**第8条** 許可を受けた者(前条第2項の規定により許可を受けたものとみなされる者を除く。)が、当該許可に係る行為に着手したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者(前条第2項の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)が、当該許可に係る行為を終了し、中止し、又は廃止したときは、知事に届け出なければならない。

(許可に基づく地位の承継等)

**第9条** 許可を受けた者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の合意により当該許可に係る権利を承継すべき者を定めたときは、

その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る権利を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(標識の設置)

**第10条** 許可を受けた者は、当該許可の期間中、当該許可に係る行為を行おうとする土地の見やすい場所に許可を受けた旨の標識を掲げなければならない。

(監督処分等)

**第11条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該行為の中止、当該行為により生ずべき損害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(1) 第3条、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第6条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

(1) 法第1条に規定する砂防工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 治水上砂防のため著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 県は、前項の規定による処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(原状回復)

**第12条** 許可を受けた者は、当該許可の期間が満了した場合においては、速やかに当該許可に係る土地又は砂防設備を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると知事が認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の場合において必要と認めるときは、指示をするものとする。

(土地への立入り)

**第13条** 法第23条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、当該土地への立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

**第14条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第15条** 第11条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

**第16条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 第4条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (3) 第5条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (4) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反した者
- (5) 第11条第2項の規定による知事の命令に違反した者
- (6) 第12条第2項の規定による知事の指示に違反した者
- (7) 第13条第5項の規定に違反した者

**第17条** 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第18条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。